

最高裁において昭和四〇年代に確定した死刑判決一覽

永 田 憲 史

一、紹介方法及び凡例

最高裁において昭和四〇年代に確定した死刑判決を紹介することとしたい。

紹介方法及び凡例は、これまでに紹介した一覽⁽¹⁾と同様とした。被殺者数三名以上の事案、被殺者数二名、被殺者数一名の事案に分け、紹介することとした。被殺者数二名及び被殺者数一名の事案については、死刑選択基準を考察する上で重要であると考えたため、犯行の目的別に分類した。

事案の概要は、確定した判決の判決文によった。審級間で量刑が異なった事件については、できる限り、審級ごとに判示された量刑事情について紹介することとした。

なお、【1c-40s-19】最判昭四九年二月二〇日裁判集刑一九四号四一五頁は、当時としては珍しく、判決訂正申立てがなされた事案である。同申立ては、昭和五〇年一月二十九日に棄却されて最高裁判決が確定した。最高裁判決が確定したのは昭和五〇年代であるものの、判決日が昭和四〇年代であるため、本資料に収録した。

《凡例》

【被殺者数—40s—昭和四〇年代における同一被殺者数・同一類型中の判決順】

40s…昭和四〇年代における判決

J…犯行当時少年

Li…無期懲役で服役後、仮出獄中の犯行

二、被殺者三名以上の事案

【6-40s-1Li】 最判昭四一年三月三十一日裁判集刑一五八号七二七頁

事後強盗殺人で一名殺害。事後強盗殺人で五名殺害、一名に重傷を負わせるとともに、強盗強姦。他に住居侵入後に事後強盗殺人未遂二件、強盗。住居侵入罪で罰金刑、放火罪等で無期懲役となり仮出獄となるも、強盗罪と窃盗罪で服役、服役態度により無期懲役が二回減刑されて仮出獄中の犯行。

【5-40s-1】 最判昭四七年六月一五日裁判集刑一八四号六三七頁《第一審無罪》

不倫相手と妻を殺害して三角関係を一挙に清算しようと考え、兩名が出席する地域の会合で出されるワインに農薬を混入し、五名を有機燐中毒により殺害、一五名に対する殺人未遂。否認、反省なし。第一審は無罪を言渡した。控訴審は死刑を言渡した。

【4-40s-1】 最判昭四一年二月一日刑資一八九号一〇頁

大工見習として住み込みで稼働していた先の家族に対する憤懣から玄能で殴打してその家の子二名とその母を殺害、薪割で殴打してその夫を殺害し、現金等を強取。事件後に遊覧を兼ねた逃避行。犯行当時二〇歳。改悛の情が不十分。

最高裁において昭和四〇年代に確定した死刑判決一覧

【3140 s 1】 最判昭四一年七月一四日刑資一八九号九五頁《一名の被告人は被殺者二名で第一審無期懲役》

被告人二名。① 不倫相手と同棲するために夫に青酸塩を服用嚥下させて殺害。② ホテル経営に参画するため、経営者の妻を麻紐で絞殺、死体遺棄。③ ホテル経営者を出刃包丁で刺殺、死体遺棄。一名の被告人は①乃至③を実行、猥褻凶画販売罪により罰金刑。もう一名の被告人は②及び③を実行、窃盗と横領により執行猶予中の犯行。知的能力低い。前者の被告人に対して、第一審及び控訴審は死刑を言渡した。後者の被告人に対して、第一審は、前者の被告人に操られ手足となって犯行に及んだことなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) ②の殺害について実行行為をなしたこと、(b) ③の殺害について中心となって推進して実行したこと、(c) 殺害の手段方法がいずれも残虐性に富んでいること、(d) 短期間に犯罪を反復累行していること、(e) 一般社会に与えた影響が大きいことを指摘し、死刑を言渡した。

【3140 s 2】 最判昭四一年一二月八日刑資一八九号一二七頁

言辞が虚偽であることが露見して女性に詰られたことに激昂して絞殺。別の女性に詰られたため激昂して絞殺。情交関係にあった女性がかつての愛人に未練がある口吻を洩らしたため激昂して絞殺。他に強姦致傷、詐欺二件、横領。窃盗罪と詐欺罪で三回服役、傷害罪で罰金刑、殺人罪と殺人未遂罪で控訴審で保釈され、その間に逃走、逃走中の詐欺と横領と合わせて服役し、仮出獄中の犯行。一件目の犯行は自白で判明。改悛の情なし。

【3140 s 3】 最判昭四四年三月二五日刑資二一三三九六頁

住居に侵入して金銭を窃取しようとしたものの家人が多く、強取しようとしたところ、家人に気付かれて殺人を決意し、所携の杉丸太で女性、その弟、友人を撲殺。共犯、主導的役割、従属的地位の共犯者は無期懲役。窃盗罪などにより三回服役、道路交通法違反により罰金刑三回。陸上自衛隊を懲戒免職。

【3-40 s-1-4】 最判昭四八年二月一三日裁判集刑一九〇号八六七頁

元同僚と飲みに行ったところ、飲食代金を全額支払わされたため憤慨して強殺しようと考え、シアン化カリウムを詰めた胃腸薬のカプセルを飲ませて殺害、アパートの鍵を強取、死体遺棄、アパートの金品を窃取。レンタカー代金の支払を免脱するため、レンタカー会社の従業員を同様に殺害、鍵などを強取、死体遺棄、会社事務所の金品を窃取、窃取した通帳から預金の払戻しを受けようと有印私文書偽造、同行使、詐欺未遂。元同僚を同様に殺害するも金品を強取できず、罪証隠滅のため非現住建造物放火、死体損壊。シアン化カリウムを詰めたカプセルは以前から準備。深い反省なし。謝罪なし。

三、被殺者二名の事案

(a) 身代金目的

なし。

(b) 保険金目的

なし。

(c) その他の利欲目的

【2c-40 s-1-j】 最判昭四一年二月四日刑資一八九号四三頁《第一審無期懲役》(J2-13)

店舗兼住宅に侵入して強殺を決意し、金庫を破壊するために所持していた手斧で夫婦を強打して強殺。計画性。他に住居侵入二件、窃盗、窃盗未遂。非行や反社会的行動なし。一九歳一か月の少年。パチンコ三昧。反省。第一審は、(1) 犯行当時少年

最高裁において昭和四〇年代に確定した死刑判決一覽

であること、(2) 非行や反社会的行動がなかったこと、(3) 深く反省していることを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 犯行が計画的であったこと、(b) 成人まであと一〇日であったことなどを指摘し、死刑を言渡した。

【2c-40s-2】 最判昭四一年五月三十一日刑資一八九号三四頁

運転手として勤務していた家から拳銃を持ち出し、タクシー運転手を射殺して現金を強取、死体遺棄。同様に強盗目的でタクシー運転手を射殺するも金員を得られず。強盗目的で殺意を持って雑貨店で拳銃を発射して店番に重傷を負わせる。計画性。犯行はほぼ連日、社会的影響大きい。拳銃及び実砲所持について銃砲刀剣類等取締法違反。業務上横領罪で保護観察、詐欺罪と窃盗罪で少年院送致、窃盗罪で二回服役。不遇な家庭環境と生育歴、身体障害。悔悟の情。

【2c-40s-3】 最判昭四二年七月二五日裁判集刑一六三号一一二五頁

被告人三名。遠縁の夫婦を夫婦宅のタオルや風呂敷で絞殺、金品強取。当初は強盗を共謀していたものの、現場で強盗殺人を共謀して実行。強盗の計画性。窃盗と強盗を企図するも失敗しての犯行。犯跡隠蔽。被告人の一名には暴行罪による罰金刑の前科。簡易旅館に宿泊し、売血で収入を得る生活。

【2c-40s-4】 最判昭四二年九月二九日刑資一八九号二二〇頁

債務の免脱と金品の強取を狙って、債権者を電気コードで絞殺。債権者の妻を所携のタオルなどで絞殺、死体遺棄。周到な計画性。共犯、主導性。共犯者に対し、第一審は死刑を言渡し、控訴審は従属的ではほとんど利益を得ていないことなどを指摘して無期懲役を言渡した。

【2c-40s-5】 最判昭四三年五月二日裁判集刑一六七号一五一頁

弟宅の建築費用捻出のため、狩猟用散弾銃で夫婦を射殺して金員を強取。他に詐欺二件、脅迫。犯跡隠蔽。家業に精励。反省

なし。

【2c-40s-6】 最判昭四四年一月二三日裁判集刑一七四号七五一頁

妻と実母の仲が悪いため、妻子と別居することとなって自殺する目的で入手した青酸カリを利用して勤務先の市役所のボートスを強取しようと市役所職員に青酸カリ入り飲料を飲ませて二名を殺害、一名は吐き出して殺人未遂。道路交通法違反による罰金刑、相当過去に窃盗罪の前科。母への強い依存性。

【2c-40s-7】 最判昭四五年六月一日刑資二一三号二七六頁

債権の取立てに困って質屋経営の老夫婦から金品を強取しようと、住居兼店舗に侵入し、入手したマサカリで老夫婦を滅多打ちにして殺害、金品を強取。手袋などを用意するなど、強盗には計画性。刑務所で知り合った知人から強盗を教唆されての犯行。暴行罪による罰金刑、横領罪による執行猶予、窃盗罪による服役、執行猶予取消し、窃盗罪による服役。人格形成期に近所の人から実母を継母だと吹き込まれる。貧困のため大学に進学できず。深い反省。謝罪。

【2c-40s-8】 最判昭四五年一月二二日裁判集刑一七四号五九三頁

窃盗事件の犯人として検挙が迫っていることを察知し、高飛びの資金と当座の生活費を得ようと、質屋を呼び出して所携の木槌で強打し、荒縄で絞殺。金品が強取できず被害者の妻に金銭を要求したものの断られたため、電気コードで絞殺、金品を強取。計画性。窃盗による少年院送致、強盗強姦罪で服役。悔悟。

【2c-40s-9】 最判昭四六年一月二六日裁判集刑一八一号八六一頁

結納金を費消し、知人女性に借金を頼もうとして果たせず帰宅しようとしたところ、夫不在の家を訪れないように求める言葉を聞いたため憤慨し、両手で絞殺、金員強取。被害者の一歳の子が泣き出したため、両手で絞殺。預金を引出し、詐取。包丁で

最高裁において昭和四〇年代に確定した死刑判決一覽

頸部を刺突、ガスを流出させるなど殺害に向けた執拗な行動。傷害罪による罰金刑。

【2c-40s-10】 最判昭四六年一月二二日裁判集刑一八二号四九九頁

妻の妹夫婦からの借金返済を免脱しようと、同夫婦を所携のポンドハンマーで撲殺。周到な計画性。反省なし。

【2c-40s-11】 最判昭四七年四月二〇日裁判集刑一八四号一五七頁

飲酒運転でタクシーと衝突事故を起こして運転手に傷害を負わせたことを母から責められて憤激し、包帯で絞頸、尊属殺。空き巣に入った先で発見されたため、一三歳女兒を強姦、両手で絞殺。犯行当時二〇歳。家庭環境悪い。知的能力低い、異常人格。

(d) 性的目的

【2d-40s-1】 最判昭四五年一月二五日裁判集刑一七八号六五三頁

高校生を強姦しようとして相手を間違え、八歳の女兒を所携のタオルで絞殺、死体遺棄。妻の連れ子を強姦しようとして抵抗されたためタオルで絞頸、姦淫して死亡させ、死体遺棄。他に一項詐欺、二項詐欺、窃盗。不倫相手から離婚を迫られたため不倫相手を絞殺して服役、仮出獄中の犯行。多数回にわたる道路交通法違反。窃盗で起訴猶予のほか、訴外の強姦未遂三件なども。

(e) 愛憎ほか

【2e-40s-1】 最判昭四二年三月一六日刑資一八九号三八六頁

義母の死を知って出航を求めたものの、悪天候のため航海が危険であるとして出航を認めない船長とトラブルとなり、包丁で船長を刺突して傷害致死。船長への暴行を阻止しようとした乗組員二名に傷害を負わせて船員室と機関室に閉じこめた上、船内を海水で水浸しにして溺死させて殺害。上陸後に自殺を図る。不倫相手に多額の金品を供与する生活。深い悔悟。

【2 e - 4 0 s - 2】 最判昭四三年五月二日裁判集刑一六七号一三一頁

同業者の業務を妨害しようと、自動三輪車を焼損、損壊、移動して放置するなどし、犯人として疑われたことに逆上して同業者のガソリンを窃取しようとしたところ、張り込んでいた同業者に見付かったため殺害を決意し、所携の折り畳み式ナイフで二名を刺殺。犯跡隠蔽。強烈な被害感情。犯行当時二三歳。知的能力が境界線上の可能性。改悛の情疑わしい。

【2 e - 4 0 s - 3】 最判昭四五年二月一九日刑資二二三号三一五頁

不倫相手の女性が関係を断ち切りたいのを脅して関係を継続していたものの、その関係が同女の兄に知れて関係が断ち切られたことに憤怒の情を抱き、同女の姉宅に押し掛けてトラブルとなり、裁鋏の片刃で同女の姉及びその夫を刺殺、同女の姉の夫の弟を負傷させる。ナイフやメスも用意。元内縁の妻に復縁を迫った際の脅迫罪と傷害罪などによる服役。元不倫相手らに責任転嫁。

【2 e - 4 0 s - 4】 最判昭四七年二月八日裁判集刑一八五号五七一頁

父の間借りの貸主の娘から刑務所帰りであることを不安視されて憤り、所携の鉈で貸主とその娘を撲殺、娘を屍姦。他に有印私文書偽造、同行使、詐欺、窃盜。強盜殺人未遂罪により少年院送致、窃盜罪により少年院送致、窃盜罪などにより執行猶予、窃盜罪により服役、執行猶予取消し、窃盜罪などにより二回服役。精神病質。

(f) 拳銃奪取目的

なし。

(x) その他

【2x-40s-1】 最判昭四五年九月二二日刑資二一三号一六七頁《第一審無期懲役》

寝場所を求めて会社の敷地に侵入し、一夜を明かしたところ、住込み使用人に発見された際、警察に突き出されてしまうことを恐れ、同使用人の妻を両手で絞殺。その夫をタオル紐で絞殺して金品を強取。強取した通帳で預金を詐取。他に窃盗。道路交
通法違反による罰金刑の支払をせず労役場留置となることを恐れて、居所を転々とした末の犯行。逮捕当初、殺害について頑強
に否認。第一審は、(1) もともと寝場所を求めて侵入したにすぎないこと、(2) 小心で内気で気が弱いこと、(3) 内心の混乱、躊
躇、興奮、狼狽が見受けられること、(4) 深く悔悟しており、矯正の可能性が極めて大きいことを指摘し、無期懲役を言渡した。
控訴審は、(a) 罪責が重大であること、(b) 攻撃性や激発性が存在していたこと、(c) 指紋が残ることなどを警戒して手袋をはめ
るなど冷静さを失っていなかったこと、(d) 性格が大胆なものに変化しつつあったことなどを指摘し、死刑を言渡した。窃盗罪
による執行猶予期間中の犯行。

四、被殺者一名の事案

(a) 身代金目的

【1a-40s-1】 最判昭四二年五月二五日裁判集刑一六三号三八三頁

身代金目的で有名私立幼稚園児を誘拐、身代金を得ようとするが失敗。被害者を睡眠剤により睡眠状態にしていたところ、事
件を報道する新聞記事を読んで周章狼狽するとともに、被害者の呼吸や脈拍のレベルが低下したことに気付き、処置に窮してガ
スを室内に充満させて一酸化炭素中毒により殺害。殺害後も身代金を要求する恐喝状を作成。誘拐には綿密な計画性。妻と不倫
相手との二重生活のために借財を重ねる。歯科医師。社会的影響。犯行後に逃走、架空の共犯者を捏造、反省に乏しい。

【1a-40s-2】 最判昭四二年一〇月三日裁判集刑一六四号七七頁

四歳児童を誘拐、三時間足らず後に絞殺、墓石内に死体遺棄。殺害後に金員喝取。窃盗罪により服役、窃盗罪により執行猶予中の犯行。本件犯行後に本件が発覚しないまま窃盗罪で服役、執行猶予取消し。飲酒代などにより借財に苦しんでの犯行。死体発見は犯行の二年後。社会的影響。歩行障害など不遇な生活歴。反省。

【1a-40s-3】 最判昭四三年七月二日裁判集刑一六八号一頁《第一審無期懲役》

資産家の五歳の男児を拐取して身代金を要求しようとしたものの、男児に騒がれたため、腰紐で絞殺、死体遺棄、身代金として金員要求。芸能界で活躍するも借金に負われ、休養後に始めた事業もうまくいかず、債権者から返済を迫られての犯行。第一審は、(1)前科が道路交通法違反のみであること、(2)頼りになる相談相手がいなかったこと、(3)殺害が偶発的であること、(4)犯行当日に逮捕されて世人の不安が解消されたこと、(5)取調べに非常に協力的であったことなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a)身代金目的の幼児拐取は幼児を殺害する行為に発展しやすい危険性を多分に孕んでいること、(b)殺害後に金員を要求していることなどを指摘し、死刑を言渡した。

【1a-40s-4】 最判昭四六年五月二〇日裁判集刑一八〇号三三一頁

父親との経営方針の違いから、工場建設費用を入手したいと考え、相当の資産家の成人の娘を呼び出して拐取、犯跡隠蔽のため、包帯で絞殺。殺害後にも身代金を要求するも金員を得ることはできず。拐取及び身代金要求には計画性、被害者を誰にするかには計画性なし。証拠隠滅、犯跡隠蔽。道路交通法違反による罰金刑六回。架空の共犯者の存在を主張するなど改悛の情なし。謝罪なし。

(b) 保険金目的

【1b-40s-1】 最判昭四〇年二月二一日刑資一九三号六四四頁

保険金目的で甥を所携の出刃包丁で刺殺。周到な計画。殺人未遂罪で執行猶予、強盗罪で二回服役。複雑な家庭環境。反省なし。

【1b-40s-2】 最判昭四四年一月六日刑資二二三号一一九頁

借金に困って保険金を得ようと、経営するバーで友人に睡眠薬を服用させ、ピストル型ライターで殴打、座布団で窒息死させ、死体遺棄。共犯、主導性、逡巡しがちな共犯者を督励。殺害に失敗するも改めて実行。貧しい家庭環境。

(c) その他の利欲目的

【1c-40s-1】 最判昭四〇年六月二九日裁判集刑一五六号八七頁《第一審無期懲役》

以前の稼働先での窃盗を企て、侵入後に鉄角棒の文鎮で殴打して一〇歳女性を強殺、強盗殺人未遂で二名が重傷。計画性なし。窃盗罪で少年院送致一回、懲役刑で二回服役。遺族の精神的打撃大きい。不遇な生育環境。無為徒食でギャンブル三昧、売血で収入。第一審は、(1) 計画性がないこと、(2) 窃盗の前科前歴は同居盗など小さな犯罪であることを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 犯行態様が残虐であること、(b) 前科があつて反社会性が強度であることなどを指摘し、死刑を言渡した。

【1c-40s-2】 最判昭四一年五月三一日裁判集刑一五九号九五九頁

盗品を担保に借金を男性に申し込んだものの、希望する金額が借りられず、その内縁の妻に再度借金を申し込んだところ拒否されたため、金品を強取し、強姦して婦人用ショールで絞殺。証拠隠滅のため同宅に放火し、現住建造物等計三棟を焼損するとともに死体を損壊。他にアパート二棟の現住建造物等放火、傷害、窃盗二件、住居侵入。少年院送致二回、窃盗罪で二回服役。

【1c-40s-3】 最判昭四二年三月二四日裁判集刑一六二号一〇八五頁

強盜の目的で住居に侵入し、所携の薪割で頭部を強打して昏倒させ、絞殺。綿密に計画、用意周到。他に詐欺。強盜罪、窃盜罪、詐欺罪で四回服役。死体遺棄。否認。

【1c-40s-4】 最判昭四二年四月七日刑資一八九号二〇五頁

所携のくり小刀で女性を刺殺して現金などを強取。八件の窃盜。計画性。窃盜罪などで七回一四年間服役。被害者の夫が悲嘆の情。不遇な生育歴。謝罪。

【1c-40s-5】 最判昭四二年七月一四日裁判集刑一六三号八九三頁《第一審無期懲役》

資産家から金品を強取しようとする所携の薪割で殴打、被害者宅の菜切包丁で手首を切断、失血死させて金品強取。女性とドライブ後に犯跡隠蔽のため被害者宅に放火。窃盜罪による執行猶予中の犯行。計画性。使い込みと遊興などによる借財に苦しむ。第一審は、(1) 勤務先を解雇されるまでは反社会的傾向が見られなかったこと、(2) セールスマンとして優れた成績を挙げた時期があったこと、(3) 父親の急用で金銭を調達すべき事情に迫られての犯行であったこと、(4) 若年成人で反省悔悟の情を示し、更生可能性がなくなることなどを指摘し、無期懲役の判決を言渡した。控訴審は、(a) 計画的で大胆不敵であること、(b) 動機に同情すべき余地がないこと、(c) ドライブ後に放火による犯跡隠蔽を図ったこと、(d) 窃盜罪により執行猶予となったわずか二か月余りに本件犯行に及んだことなどを指摘し、死刑を言渡した。

【1c-40s-6】 最判昭四三年四月二六日裁判集刑一六六号八四七頁

住居に侵入して金員を要求したものの、逃げられそうになったため、短刀で主婦を刺殺。強盜について、下見をするなど周知な準備。他に強盜致傷、強盜、窃盜、住居侵入。転々と勤め先を変え、衣類等の高額の月賦購入代金支払に窮した末の犯行。犯

最高裁において昭和四〇年代に確定した死刑判決一覽

行当時二二歳。幼少時に父が死亡。反省悔悟なし、犯罪日記と称する記録を残す。

【1c-40s-7】 最判昭四三年五月二日裁判集刑一六七号一三一頁

住居に侵入して強盗を働き、女性に騒がれたため殺人を決意し、所携のナイフで刺殺、女性の一〇か月の子に対する強盗殺人未遂。強盗について用意周到な計画性。他に事後強盗致傷、窃盗八件、窃盗未遂三件。窃盗罪により教護院送致、窃盗罪などにより少年院送致三回、窃盗罪などにより服役。犯行当時二〇歳。不遇な家庭環境。

【1c-40s-8】 最判昭四三年一月一日刑資一八九号四六七頁

工場の経営不振のため、返済を免脱するとともに金員を詐取しようと考え、債権者を睡眠薬で眠らせてから紙紐で絞殺し、印章を強取、死体遺棄（死体遺棄については公訴時効により免訴）。殺害の情を知らない高利貸しと共謀して強取した印章を利用して被害者に金銭が貸し付けられたとの公正証書を作成し、被害者が生存しているかのように偽装工作をし、被害者の妻から三八〇万円を詐取。計画性。他に横領。業務上失火罪などにより罰金刑三回。被害弁償なし。第一審判決後に高利貸しが主導したとの不合理な弁解をするも、悔悟の兆し。

【1c-40s-9】 最判昭四四年四月二五日裁判集刑一七一号六八五頁

バーを買い取るために元勤務先の会計係から金員を強取しようと考え、手拳で殴打、陰部を蹴り上げて倒れた被害者の頸部や胸部を踏み付け、間縄で頸部を締め付けるなどして窒息死させ、現金約一〇五万円を強取。犯行時の服装を窃取して用意するなどの計画性。強盗未遂罪により服役、窃盗罪により執行猶予。精神病質。貧困な家庭。抑留経験。

【1c-40s-10】 最判昭四四年七月一日刑資二二三号三六頁

借金の返済猶予が認められず返済を迫られたため、返済を免脱する目的で、用意したバットや手近にあったビールの空瓶で強

打した後、電気コードとネクタイで絞頸、脳挫傷等で死亡させ、金員を窃取。死体をバラバラにして遺棄。用意周到な計画性。派手な支出や競輪で費消。バラバラ殺人として社会的影響大きい。被害者に貸付をしていると被害者遺族に対し虚言を弄する。母や妻から被害者遺族に香典。逮捕後に嘘の上申書を作成するなど保身に汲々とするも改悛の情。

【1c-40s-11】 最判昭四四年一二月一六日裁判集刑一七四号六八一頁

金品を窃取しようと住居に侵入し、騒がれたため着用していたネクタイで絞殺して強取。他に傷害、逃走、公務執行妨害、窃盗、窃盗未遂。窃盗罪と恐喝罪により計一〇回服役。殺害後に歓楽街へ遁走。拘置支所からの逃走には綿密な計画と周到な準備。被告人の兄弟が慰謝に努める。改悛の情なし。

【1c-40s-12】 最判昭四五年四月一六日刑資二一三号二九二頁

脱税をしている貴金属商を恐喝しようと被害者をおびき出したものの、恐喝に失敗したため、殺害を決意し、共犯者と細紐で絞殺して、二〇〇〇万円以上に及ぶ金品を強取、死体遺棄。恐喝について計画性、周到な準備。共犯、各人の分担を詳細に定める、常に主導性、共犯者は無期懲役と懲役七年。傷害罪などにより罰金刑五回。

【1c-40s-13】 最判昭四五年一月一二日裁判集刑一七八号二四九頁

道路交通法違反による罰金刑の支払に苦心して、かつての勤務先の宿直員二名をハンマーで乱打、電話器用コードで絞頸。犯跡隠蔽のため、現場に放火して一名が死亡、もう一名が負傷。周到で綿密な計画性。登山用ナイフやハンマーを準備。証拠隠滅。共犯、主導性、少年院在院中に知り合った一七歳の友人を引きずり込む。窃盗で保護観察、少年院送致。犯行当時二〇歳。改悛の情。

【1c-40s-14】 最判昭四六年二月二三日裁判集刑一七九号九七頁《第一審無期懲役》

最高裁において昭和四〇年代に確定した死刑判決一覽

競輪でできた借金の金策に苦慮し、同僚の留守中にその妻に借用を懇願したものの、承諾されなかったため、強姦してその弱みにつけ込んで借用を承諾させようと強姦、借用を拒否されたため、両手及び紐で絞殺、金品強取。犯行後に競輪、犯跡隠蔽、責任回避。窃盗罪で執行猶予。被害感情厳しい。深い反省なし。第一審は、(1) 計画的犯行ではないこと、(2) 金策に困って切羽詰まった精神状態であったこと、(3) 窃盗罪以外の前科がないこと、(4) 悔悟の生活を送っていること、(5) 兄らが香典や慰謝料を払っていることなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 強姦が偶発的とは言えないこと、(b) 非常手段に訴えてでも金員を入手すべき事態になるとの予想の下に取行されたこと、(c) 犯行後に悔悟の態度が見られなかったこと、(d) 被害感情が厳しいこと、(e) 団地開設当初の犯行で近隣住民の不安感が高まったこと、(f) 生活態度が人並みではなかったことなどを指摘し、死刑を言渡した。

【1c-40s-15】 最判昭四六年三月九日刑資二一三号三九四頁

パチンコでできた借金に困って、同僚の妻を強姦して金員を強取しようと考え、強姦したところ抵抗されたため、殺害を決意し、手で絞殺、七か月の子を寝かせて放火し、金品を強取して逃走、火は女性の夫に消し止められたため、子の殺害には失敗。放火の際にガスの火の不始末を装うなど綿密な配慮。

【1c-40s-16Li】 最判昭四七年二月二日裁判集刑一八三号二六九頁

窃盗が露見することを恐れ、いっそのこと強姦によって金品を得ようと考え、練炭火鉢を投げ付けて知人の内縁の妻を殺害、知人に対する殺人未遂、金品強取。他に窃盗。窃盗罪と詐欺罪により服役、強盗殺人罪により無期懲役、仮出獄中の犯行。反省。

【1c-40s-17】 最判昭四八年三月二日裁判集刑一八六号二〇五頁《第一審無期懲役》

農協の宿直員を鉋で切り付け、頸部を切断して殺害、大型金庫の扉を予め窃取したガス切断器で焼き切ろうとするも失敗。別

の金融機関を下見。他に事後強盜致傷。周到な準備、計画性。罪証隠滅に腐心。第一審は、(1) 被告人が二〇歳代であること、(2) 窃盜の前科を持つ者から金庫破りを勧誘されるまでは社会人として生活をしてきたこと、(3) 不遇な家庭環境、(4) 当初は金庫破りを誘った者が主導し積極的役割を果たしていたこと、(5) 反社会的危険性が定着しているとは必ずしも断じ得ないこと、(6) 犯行を詳細に自供したこと、(7) 改悛の情が見受けられることなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 大胆で冷酷な犯行であること、(b) 周到に計画し準備された犯行であること、(c) 動機に諒察すべき事情がないこと、(d) 拘置所から逃走しようとしたり、反則を働いたり、第一審判決言渡し後に被害者遺族に舌を出して眼をむいたりするなど反省が見受けられないこと、(e) 犯罪的性格は改善し難く定着していることなどを指摘し、死刑を言渡した。

【1 c - 40 s - 18】 最判昭四八年九月二七日裁判集刑一九〇号四〇一頁

職場の元同僚と共謀して金融業者から金員を強取しようと考え、騒がれたため、お手伝いさんを手拭いで絞殺。金融業者に銀行から金員を持参させ、強取、犯跡隠蔽のため、共犯者とビニールコードを引っ張って絞頸、殺人未遂。強盜について計画性。共犯、主導性、ためらう共犯者を再三誘引、共犯者は無期懲役。脅迫罪や傷害罪などにより執行猶予中の犯行。犯行後に逃亡、遊興。共犯者に責任転嫁、第一審後半途中で共謀を否認。悔悟の情なし。

【1 c - 40 s - 19】 最判昭四九年一二月二〇日裁判集刑一九四号四一五頁（判決訂正申立てがなされ、昭和五〇年一月二九日に申立てが棄却されて確定）

共犯者と共謀し、金融業者に睡眠薬を飲ませて昏睡させ、麻紐で絞殺、現金四八二万円などを強取、死体遺棄。綿密な準備をする計画性、死体を遺棄する穴を予め掘って準備。共犯、首謀者、共犯者は無期懲役と懲役三年六月。一年間逃亡。詐欺罪、有価証券偽造罪、同行使罪により二回服役、犯人隠秘教唆罪などにより罰金刑二回。被害者遺族への打撃大きい。深く反省。

(d) 性的目的

【1d-40s-1】 最判昭四〇年二月一七日刑資一九三号六〇三頁

八歳女兒を強制わいせつの目的で公園便所に連れ込んで所携のタオルで首を絞めて仮死状態にして強姦、犯跡隠蔽のため便槽内に投げ込んで汚物を吸入させ窒息死させた。便所の覗きやスカートめくりによる検拳歴あり。知的能力低い。工場内で火傷して歩行困難となり福祉施設入所中の犯行。

【1d-40s-2】 最判昭四一年四月八日裁判集刑一五九号一三五頁

強姦後、犯跡隠蔽のため両手で絞殺、死体遺棄、腕時計窃取。他に強姦致傷。強姦致傷による保護観察付執行猶予中。示談で約した金員未払。改悛疑わしい。

【1d-40s-3】 最判昭四二年五月二五日刑資一八九号三七二頁

六歳女兒にわいせつ行為を行なう目的で犯行中に強姦を決意して実行、犯行の発覚を恐れてコンクリート塊で撲殺。窃盗罪による執行猶予中の犯行。他に女兒に対する強姦致傷、強制わいせつ致傷、強制わいせつ。貧しい家庭環境。

【1d-40s-4】 最判昭四二年九月二二日刑資一八九号三五七頁

妻に離婚調停を申立てられて憤慨し、通行人の女子中学生を監禁、強姦、コードで絞殺、死体遺棄。偶発的犯行。虞犯と窃盗罪により少年院送致三回、窃盗罪による執行猶予中に窃盗罪により服役、執行猶予取消し、傷害罪や脅迫罪などにより服役。妻の収入で生活。第一審は、偶発的犯行であることなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、前科などを挙げて反社会的性格に起因する犯行であることなどを指摘し、死刑を言渡した。

【1d-40s-5】 最判昭四四年二月五日裁判集刑一七四号二〇三頁

犯跡隠蔽のため、えらさき包丁で刺殺して強姦殺人。他に強姦殺人未遂、四歳女兒に対する強制わいせつ殺人未遂。強制わいせつ致傷罪により執行猶予、強姦致傷罪により服役、執行猶予取消し、傷害罪による罰金刑。犯行後に逃走。知的能力若干低い。多子貧困家庭。取調べに対し犯行を全て自白。

【1d.40s.6】 最判昭四五年二月二〇日裁判集刑一七五号一〇三頁

継母の連れ子を強姦し、両手で絞殺、死体遺棄。窃盗罪、傷害罪による少年院送致二回、四回服役。収容中の反則多く、処遇困難。性格異常。犯跡隠蔽のため、匿名で誘拐犯人を装い架電、偽装工作。逮捕後も転々と供述を翻し、犯行の主要部分を否認、反省なし。

【1d.40s.7J】 最判昭四七年六月二七日裁判集刑一八四号七八五頁《第一審無期懲役》(J118)

所携の切出し小刀で刺突して強姦、失血死させる。犯行後、逮捕を免れるため、建造物に侵入。強姦致傷罪により保護観察。本件前にも強姦目的で女子中学生や女子高校生を追いかける。犯行当時一九歳。精神病質。第一審は、(1) 不幸な境遇にあったこと、(2) 保護観察中に更生の努力をしたこと、(3) 犯行当時少年であったこと、(4) 改善する一抹の希望があることなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 計画性があったこと、(b) 犯行態様が残虐であったこと、(c) 反省を示さず、謝罪がないこと、(d) 社会的影響が大きいこと、(e) 被害感情が厳しいこと、(f) 犯罪的危険性や社会的危険性が高度であることなどを指摘し、死刑を言渡した。

【1d.40s.8】 最判昭四七年七月一八日刑資二二六号七二頁《第一審無期懲役》

通りすがりの高校生を強姦、逃走するため、両手で絞殺、死体遺棄。強姦強姦罪などにより服役、仮出獄中の犯行。従兄から自首を勧められても拒否、供述は消極的で回避的、供述変遷、一時否認。悔悟の情不十分。第一審は、(1) 計画的犯行ではない

最高裁において昭和四〇年代に確定した死刑判決一覽

こと、(2) 前科は少年期の犯行であること、(3) 仮出獄後に更生の努力をしていること、(4) 悔悟の情が見受けられること、(5) 矯正不可能ではないことなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 仮出獄中の犯行であること、(b) 残虐であること、(c) 改悛の情がないことなどを指摘し、死刑を言渡した。

(e) 愛憎ほか

【1 e 40 s 1】 最判昭四〇年一月二二日裁判集刑一五四号一四五頁

飲食代金の支払を口実に内縁の夫が出張中の女性宅に上がり込み、肉体関係を求めるも拒絶され、飲食代金の支払ができないことに嫌みを言われたため、憤慨して殺害しようと紐で首を絞め、強姦後にタオルで絞殺。殺害も強姦も計画性なし。他に強盗、詐欺、窃盗、恐喝、傷害。少年時に強盗致傷罪で保護観察、成人後に傷害致死罪により執行猶予、傷害罪により罰金刑二回。指名手配後に新聞社を介して警察に出頭、余罪を積極的に供述。朝鮮籍で苦勞。正業に就かず。

【1 e 40 s 2】 最判昭四〇年七月二〇日裁判集刑一五六号二一七頁

既婚であることを隠したまま高校生と婚約したものの、定職に就かず、女性関係が放埒でギャンブル等で金銭を消費するなどしたため、婚約が破棄されて生活に困窮したことを逆恨みして、所携の手斧で元婚約者の父を殺害、元婚約者を含む家族三人に対する殺人未遂により手指欠損などの障害を負わせる。用意周到な計画性。家族の自首の勧めを拒否して逃走。被害者一家は被害人の不行跡に婚約破棄に至るまでは寛大。窃盗罪と詐欺罪により三回服役。特有の欺瞞癖。反省なし。

【1 e 40 s 3】 最判昭四〇年九月一七日刑資一九三号五六七頁《第一審無期懲役》

融資を得る際のトラブルから七六歳男性を暴行、失神状態となったのを奇貨として貯金通帳を強取しようと手錠で殴打して殺害、死体遺棄、預金を騙取。窃盗罪による保護観察付執行猶予中の犯行。計画性なし。被害者が嘲笑的言辞。勤務先からの商品

等の横流しを累行。第一審は知的能力が低いと認定し、特に理由を示さず、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 犯行が残虐であること、(b) 犯跡を隠蔽したことが用意周到であること、(c) 無軌道な素行不良者で本件が粗暴な犯罪的性格の所産であったこと、(d) 被害者がやや強く交渉したものの責められるべき事情がなかったことなどを指摘し、死刑を言渡した。

【1e-40s-4】 最判昭四三年七月一六日裁判集刑一六八号五六一頁

通行人を果物ナイフで刺突して金品を強取し、どぶ川に突き落として窒息死させて殺害。刑余者として親族から見放されたことを悲観し、耳目を集める事件を起こして親族に精神的打撃を与えるための犯行。他に窃盗三件。窃盗罪により少年院送致、五回服役。男色交渉のもつれから男娼を殺害、満期出所から四か月余り後の犯行。不遇な家庭環境。反省悔悟なし。

【1e-40s-5】 最判昭四五年三月二六日裁判集刑一七五号五一頁《第一審無期懲役》

刑務所で知り合った男性が仕事を紹介せず、ほとんど給料を渡さないまま自らの仕事の手伝いをさせていたことに腹を立て、斧で頸部と頭部を強打し、殺害、死体遺棄。他に、強盗致死、強盗致傷、窃盗二件。怠学などによる施設収容歴、窃盗罪により少年院送致二回、窃盗罪と強盗罪などにより二回服役、仮出獄中の犯行。第一審は、(1) 動機に憫諒すべき点があること、(2) 改悛の情が認められることなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 計画的犯行であること、(b) 強盗致死・強盗致傷事件の際には鉄棒を携行していたこと、(c) 改悛の情も認め難いこと、(d) 慰謝の措置が講じられていないことなどを指摘し、死刑を言渡した。

【1e-40s-6】 最判昭四六年四月二二日刑集二五卷三号五三〇頁

人妻と同棲するも破局、同女への憎悪と社会への鬱憤を晴らそうと、電車で時限爆弾を仕掛け、乗客一名を殺害、一二名の被害に失敗、二名を傷害、電車破壊。社会的影響大きい。軽度の言語障害。

最高裁において昭和四〇年代に確定した死刑判決一覽

(f) 拳銃奪取目的

【1 f - 40 s - 1 J】 最判昭四四年一〇月二日裁判集刑一七三号三一頁《第一審無期懲役》(J11-6)

拳銃を入手する目的で虚偽の通報を行なって警察官を呼び出し、モデルガンのライフル銃を発射、失血死させるとともに拳銃などを強取。警察官に対する拳銃発射による殺人未遂。拳銃を利用した脅迫と自動車の強取・監禁を繰り返した後、銃砲店でライフル銃を強取し、同店を包囲した警察官や報道関係者などに発砲、一五名を負傷させる。銃に強い関心を持ち、ライフル銃で射撃の練習。拳銃を強取するために綿密な下調べ、準備、下見など周到な計画性。社会的影響大きい。小学校時代に母が死亡し、放任状態に。友人少なく、閉鎖的な世界。犯行当時一八歳。性格異常。反省。第一審は、(1) 思慮分別が未熟で現実と空想とを分化し識別する能力がやや低下した状態で計画して実行したこと、(2) 殺害の計画性が低いこと、(3) 反省悔悟が見受けられること、(4) 不遇な生育歴、(5) 被教育適格があること、(6) 更生可能性があることなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 現実社会に対する認識が希薄とは言えないこと、(b) 警察官の殺害を当初から意図していたこと、(c) 拳銃入手のためにはあらゆる障害を排除する強い意思があったこと、(d) 矯正可能と断定し難いことなど指摘し、死刑を言渡した。

【1 f - 40 s - 2】 最判昭四五年三月二六日刑資二二三号二〇〇頁

警察官から拳銃を奪おうと、くり小刀で刺殺、拳銃を強取。同棲相手を拳銃で脅迫して復縁を迫ろうと考えての犯行。傷害罪などによる保護観察や罰金刑、道路交通法違反による執行猶予。知能限界級。

(x) その他

【1 x - 40 s - 1】 最判昭四三年四月一二日刑資一八九号四七七頁

被告人と妻の病氣療養で経済的に困窮するも働かず、後記の強盗致傷で逮捕勾留され、前科があることがわかって離婚調停を

申立てられたことに憤慨し、保釈中に妻とその叔母を時計・三ツ鍬・アイロンで強打して殺人未遂。逃走中に蔵匿を依頼され承諾した女性を通報されるなどして警察官に逮捕されるのではないかと不安を感じて所携の出刃包丁で刺殺。他に強盗致傷、強盗、事後強盗二件、窃盗八件、窃盗未遂など。窃盗罪により執行猶予。殺人未遂後も妻を殺害する強い意思。罪責を妻に転嫁する遺書を作成。反省なし。

【1x40s-2J】 最判昭四五年八月二〇日刑資二二三号一八八頁《第一審無期懲役》(J17X)

結婚詐欺を隠蔽しようとする被害女性をハンドルカバーで絞殺、金品を強取、死体遺棄。計画性。弁護士法違反による逮捕歴。第一審は、(1) 貧困家庭で育ったこと、(2) 結婚詐欺が目的で被害者に近付いたわけではないこと、(3) 異常性、残虐性、嗜虐性が認められないこと、(4) 犯行当時一九歳の少年であったことなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 犯行後に飲食店の開店披露を行っていたこと、(b) 計画的であること、(c) 被害感情が厳しいこと、(d) 一八歳前後に詐欺同然の外交販売や違法な債権取立てなどに従事するとともに月賦名目に物品を詐取するなど成人も遠く及ばない域に達していたことなどを指摘し、死刑を言渡した。

(1) 拙稿「最高裁において永山事件第一次上告審判決以降に確定した死刑判決一覧(裁判集刑二九二号まで)」関西大学法学論集五九卷一号(二〇〇九)一〇九頁以下、同「最高裁において平成二〇年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九卷六号(二〇〇九)一〇〇頁以下、同「最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集六〇卷六号(二〇一一)五九頁以下、同「最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覧(付・裁判員裁判において平成二二年に言渡された死刑判決一覧)」関西大学法学論集六一卷六号(二〇一二)一八四頁以下。犯行当時少年の被告人に対する死刑判決の一覧として、同「最高裁において第二次世界大戦終戦後に犯行当時少年の被告人に対して確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九卷二号(二〇〇九)一四四頁以下。最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成二〇年(二〇〇八年)末までに確定した死刑判決をまとめたものとして、拙著『死刑選択基準の研究』(関西大学出版部、二〇一〇)二

最高裁において昭和四〇年代に確定した死刑判決一覧

〇三頁以下。

* 本研究は、第四〇回（平成二三年度）公益財団法人三菱財団人文科学研究助成「死刑選択基準の変遷に関する総合的研究——裁判員制度の下でのよりよい判断のために——」による研究成果の一部です。記して謝意を表します。

* 本研究は、平成二三年度関西大学研修員研修費によって行いました。